・医療施設（総合病院、病院、診療所）
・文化・交流・公益施設（公民館、集会場、コミュニティーセンター、映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署）

B　類似業務　平成23年度以降に完了した、Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造で、延床面積4,700㎡以上を施工対象範囲とする、建物に係る改修又は新増築の設備設計業務（※基本設計のみの業務は評価しない）

② ワーク・ライフ・バランス等の推進状況

③ 技術提案書の提出者の能力 ⑴の技術提案書の提出者に要求される資格を満たしていること。

⑶ 技術提案書を特定するための評価基準

① 担当予定技術者の能力 資格、主要業務の実績、同種及び類似業務の実績

② 技術提案書の提出者の能力 ⑴の技術提案書の提出者に要求される資格を満たしていること。

③ 業務の実施方針 業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性

④ 課題についての提案

・歴史的建造物の景観・意匠に配慮した「ZEB Ready」の達成と省エネルギー（創エネ除く）に資する実現可能な設備設計に関する具体的な提案
・Ⅲ期での段階的改修におけるインフラ設備の効率的な切替計画について
・築90年を超える建築物を現代的ニーズに応じて性能的・空間的にアップデートし、使い続けるための設計方針について

3　手続等

⑴ 担当部局 〒113―8654 東京都文京区本郷７丁目３番１号 本部棟９階 国立大学法人東京大学本部施設企画課 予算・契約チーム 電話03―5841―2209、0666 メールアドレス koujinyusatsu.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

⑵ 説明書の交付期間及び場所 令和８年７月６日から令和８年７月17日まで、東京大学施設部ホームページにて交付する。
（https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/procurement-contracts/b07_07_03.html）

⑶ 参加表明書の提出期限、場所及び方法 提出期限は、令和８年７月17日17時00分までとする。提出方法は、電子データでの提出とし、本学指定のＵＲＬに書類一式をアップロードして提出すること（詳細は「説明書」及び「参加表明書の行い方」を参照のこと）。

⑷ 技術提案書の提出期限、場所及び方法 提出期限は、令和８年９月７日15時00分までとする。提出方法は、電子データでの提出とし、本学指定のＵＲＬに書類一式をアップロードして提出すること（詳細は「説明書」を参照のこと）。

4　その他

⑴ 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵ 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、参加表明者及び技術提案者の負担とする。

⑶ 契約保証金 納付。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金は免除する。

⑷ 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。

⑸ 手続における交渉の有無 無

⑹ 契約書作成の要否 要

⑺ 本業務に直接関連する他の業務の契約を本業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有（実施設計業務）

⑻ 関連情報を入手するための照会窓口 上記３⑴に同じ。

⑼ 上記２⑴①に掲げる資格を満たしていない者も上記３⑶により参加表明書を提出することができるが、上記３⑷の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。

⑽ 詳細は説明書による。

5　Summary

⑴ Classification of the services to be procured : 42

⑵ Subject matter of the contract : Basic equipment design work for the renovation of the research building

⑶ Time-limit to express interests : 17 July 2026, 5 : 00 P.M.

⑷ Time-limit for the submission of proposals : 7 September 2026, 3 : 00 P.M.

⑸ Contract point for documentation relating to the proposal : Budget-Contract Team, Facilities Planning Group, Facilities Department, The University of Tokyo, 7―3―1 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo 113―8654 Japan, TEL 03―5841―2209, 0666

資　格

競争参加者の資格の再認定に関する公示

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第３項に規定する経営事項審査の審査基準が令和８年国土交通省告示第262号（以下「改正告示」という。）により改正されたことに伴い、2025・2026年度（令和７・８年度）を有効期間とする阪神高速道路株式会社発注の建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）について、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）に基づき認定されている者は、希望により、競争参加資格について、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請することができることとしたので、その申請方法等について、次のとおり公示します。

令和８年７月６日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　上松　英司

◎調達機関番号　421　◎所在地番号　27

○令和８年阪神高速公告第19号

1　競争参加資格の再認定の申請ができる者

改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づく2025・2026年度（令和７・８年度）の競争参加資格の認定を受けている者のうち、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査（審査基準日（平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の一の２に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の１年７月前の日以後のものに限る。）の総合評定値通知書を受けている者。

［注］

経常建設共同企業体については、その構成員全てが改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けている者であること。同様に、事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合についても、当該事業協同組合及び審査対象者全てが改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けている者であること。ただし、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値と改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値に変動がないと認められる構成員又は審査対象者については、この限りでない。

2　再認定の受付時期及び場所

2025・2026年度（令和７・８年度）を有効期間とする競争参加資格については、令和８年７月６日から令和８年12月21日までの間、弊社ホームページにおけるオンライン申請により受け付けます。郵送又は持参による申請は受け付けません。

3　再認定の申請の方法

⑴ 申請書等の入手方法 次に掲げる弊社ホームページの「入札契約情報」の「競争参加資格関係」から申請書をダウンロードできます。申請にあたっては、申請書作成の手引きのほか再認定についての留意事項を参照してください。
https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/compe/

⑵ 申請書等の提出方法 申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）は、オンライン申請により次に掲げる申請書及び添付書類を提出するものとします。

① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式１―１、様式１―２及び様式１―３）